一～十八　（略）

主務大臣の権限	地方支分部局の長
農林水産大臣の権限	地方農政局長
環境大臣の権限	地方環境事務所長

別表第一　未判定外来生物となる外来生物（第二十八条関係）

項	種名
第一　動物界	
一　哺乳綱	
イ　カンガルー目	
(1)　オポッサム科	
1	*Didelphis*属（オポッサム属）全種
(2)　クスクス科	
1	クスクス科に属する種のうち*Trichosurus vulpecula*（フクロギツネ）以外のもの
ロ　食虫目	
(1)　はりねずみ科	
1	*Atelerix*属（アフリカハリネズミ属）に属する種のうち*Atelerix albiventris*（ヨツユビハリネズミ）以外のもの
2	*Hemiechinus*属（オオミミハリネズミ属）全種
3	*Mesechinus*属（メセキヌス属）全種
ハ　霊長目	
(1)　おながざる科	
1	*Macaca*属（マカカ属）に属する種のうち*Macaca cyclopis*（タイワンザル）、*Macaca fascicularis*（カニクイザル）、*Macaca fuscata*（ニホンザル）及び*Macaca mulatta*（アカゲザル）以外のもの
ニ　齧（げっ）歯目	
(1)　りす科	
1	*Callosciurus*属（ハイガシラリス属）に属する種のうち*Callosciurus erythraeus*（クリハラリス）及び*Callosciurus finlaysonii*（フィンレイソンリス）以外のもの
2	*Sciurus*属（リス属）に属する種のうち*Sciurus carolinensis*（トウブハイイロリス）、*Sciurus lis*（ニホンリス）及び*Sciurus vulgaris*（キタリス）以外のもの
ホ　食肉目	
(1)　いたち科	
1	*Mustela*属（イタチ属）に属する種のうち*Mustela erminea*（オコジョ）、*Mustela itatsi*（ニホンイタチ）、*Mustela nivalis*（イイズナ）、*Mustela putorius furo*（フェレット）、*Mustela sibirica*（チョウセンイタチ）及び*Mustela vison*（アメリカミンク）以外のもの

一～十八　（略）

主務大臣の権限	地方支分部局の長
農林水産大臣の権限	地方農政局長
環境大臣の権限	地方環境事務所長

別表第一　未判定外来生物となる外来生物（第二十八条関係）

科名	種名
第一　動物界	
一　哺乳綱	
（一）　カンガルー目	
オポッサム科	ディデルフィス属（オポッサム属）全種
クスクス科	クスクス科に属する種のうちトリコスルス・ヴルペクラ（フクロギツネ）以外のもの
（二）　食虫目	
ハリネズミ科	アテレリクス属（アフリカハリネズミ属）に属する種のうちアテレリクス・アルビヴェントリス（ヨツユビハリネズミ）以外のもの ヘミエキヌス属（オオミミハリネズミ属）全種 メセキヌス属全種
（三）　霊長目	
おながざる科	マカカ属に属する種のうちマカカ・キュクロピス（タイワンザル）、マカカ・ファスキクラリス（カニクイザル）、マカカ・フスカタ（ニホンザル）及びマカカ・ムラタ（アカゲザル）以外のもの
（四）　齧（げっ）歯目	
りす科	カルロスキウルス属（ハイガシラリス属）に属する種のうちカルロスキウルス・エリュトラエウス（クリハラリス）及びカルロスキウルス・フィンライソニイ（フィンレイソンリス）以外のもの スキウルス属（リス属）に属する種のうちスキウルス・カロリネンスィス（トウブハイイロリス）、スキウルス・リス（ニホンリス）及びスキウルス・ヴルガリス（キタリス）以外のもの
（五）　食肉目	
いたち科	ムステラ属（イタチ属）に属する種のうちムステラ・エルミネア（オコジョ）、ムステラ・イタトスィ（ニホンイタチ）、ムステラ・ニヴァリス（イイズナ）、ムステラ・プトリウスフロ（フェレット）、ムステラ・スィビリカ（チョウセンイタチ）及びムステラ・ヴィソン（アメリカミンク）以外のもの
マングース科	マングース科に属する種のうちヘルペステス・アウロプンクタトゥス（フイリマングース）、ヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマングース）及びムンゴス・ムンゴ（シママングース）並びにスリカタ属全種以外のもの
（六）　偶蹄（ぐうてい）目	
しか科	ムンティアクス属（ホエジカ属）に属する種のうちムンティアクス・レエヴェスィ（キョン）以外のもの